万屋一家シリーズ　クラウドサービスご利用契約約款

株式会社ラクス（以下「当社」）が提供する万屋一家シリーズ クラウドサービス「勤之助、与之助」（以下「本サービス」）に関するご契約（以下「本契約」）は、以下に定める約款（以下「本約款」）の内容に従うものとします。

第1章 総則

第1条（本サービス）

1. 当社は本約款に定める条件にて本サービスの提供を行い、お客様は本約款に定める条件にてこれをご利用するものとします。
2. 本約款に定める条件と個別契約に定める条件が異なるときは、個別契約に定める条件が本約款に優先して適用されるものとします。
3. 本サービスの詳細については添付別紙に記載するものとします。

第2条（定義）

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「本サービス」

   本約款にもとづき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダーとしてお客様に提供するソフトウェアで構成されるクラウドサービス。
2. 「本ソフトウェア」

   本サービスで提供される勤怠及び給与管理の機能を備えたソフトウェア群。
3. 「お客様」

   本約款をご承諾のうえ、当社所定の手続きに従い本サービスのご利用を申し込まれた法人または個人。
4. 「管理責任者」

   本サービスのご利用申込書またはご利用申込フォームの申込担当者氏名欄に記載されたお客様の役員または従業員等。
5. 「認定利用者」

   当社がお客様の関連会社(お客様と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する会社)または取引先(得意先もしくは仕入先その他お客様と継続的なご契約関係を有する者)と認定し、本約款にもとづき本サービスのご利用を承諾した法人または個人。
6. 「登録ユーザー」

   本サービスをご利用する目的で本ソフトウェアに登録されるお客様および認定利用者の役員または従業員等。
7. 「お客様ID」

   お客様を識別するために当社が付与する英数字を組み合わせた符号。
8. 「ログインID」

   登録ユーザーを識別するために当社が付与する英数字を組み合わせた符号。
9. 「パスワード」

   ログインIDと組み合わせて、登録ユーザーを識別するために当社が付与する英数字を組み合わせた符号。
10. 「お客様設備」

    本サービスの提供を受けるためお客様および認定利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
11. 「本サービス提供設備」

    本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

12. 「ISP等」
電話回線やデータ通信専用回線を通じて、企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する、インターネット接続業者。

第2章 ご利用契約等

第3条（ご利用契約のお申込み）

1. お客様は、本約款をご承諾のうえで、以下の各号に定めるいずれかの方法にてご利用契約のお申込みを行うものとします。
   (1) 本サービスのご利用申込書に当社の指定する事項を記入して当社に提出する。
   (2) 当社の公開しているホームページ（以下「HP」）上のご利用申込フォームに、当社の指定する事項を入力して送信の操作を行う。

2. 前項のご利用申込書またはご利用申込フォームに入力した情報（以下「申込情報」）が、当社に到達した時に申込が完了したとみなします。

第4条（本契約の成立）

1. 本契約は以下の各号に揚げるすべての事由を要件として成立するものとします。
   (1) 前条の第2項において定める申込情報が、当社に到達すること。
   (2) 当社がお客様に対して承諾の通知を発信すること。
2. 本契約は当社がお客様に対して承諾の通知を電子メールまたは郵便にて発信した時に成立するものとします。

第5条（ご契約期間）

1. お客様は、第3条第1項に定めるお申し込みの際に、ご契約期間を1ヶ月、6ヶ月、12ヶ月のいずれかから選択するものとし、お客様の選択した期間をもって本契約のご契約期間とします。
2. 月中において本契約が成立した場合には、本契約の成立日の翌月1日よりご契約期間に相当する期間が経過した日をもって、本契約の満了日とします。

第6条（変更の届出）

1. お客様は、申込情報に変更があった場合には、そのことを速やかに当社に届出るものとします。
2. お客様から申込情報の変更に関する届出があった場合には、それ以後、当社からお客様に対する連絡や通知等は、変更先に対して送付または送信されるものとします。
3. お客様より本条第1項の届出がなく、当社からの通知または送付書類が変更前の連絡先に到達または不到達となったことに起因して、お客様および第三者に対して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第7条（ご契約内容の変更）

1. サービスメニューの追加およびユーザー数と端末装置数の追加については、ご契約期間中の変更を行うこができます。変更を行う場合には、お客様は当社の指定する方法にてその変更内容を当社に対して届出るものとします。また、お客様は届出のあった日の翌月1日からご契約期間の満了日までのサービスメニュー追加によるご利用料金の差額および増加ユーザー数と増加端末装置数分のご利用料金を当社の定める期日までにお支払いすることとします。
2. サービスメニューの削除およびユーザー数と端末装置数の削除については、ご契約期間中の変更はできないものとします。ご契約期間中にサービスメニューの削除およびユーザー数と端末装置数の削除の届出があった場合には、第33条に定めるご契約の更新日をもって変更が適用されるものとします。また、届出のあった

日からご契約期間の満了日までのご利用料金について、差額のご返金はないものとします。

第8条（権利義務譲渡）

お客様は、本約款に定める権利義務を第三者に譲渡または担保に提供することができないものとします。

第3章 サービスの内容

第9条（本サービスのご利用者）

1. お客様は、当社より許諾されたユーザー数を超えない範囲で登録ユーザーを設定することができるものとし、登録ユーザーとして設定された方のみ本サービスをご利用することができます。
2. お客様は、当社があらかじめ書面または当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者に本サービスをご利用させることができるものとします。この場合、お客様は、認定利用者によるご利用を自己のご利用とみなされることを承諾するとともに、かかるご利用につき一切の責任を負うものとします。

第10条（本サービスのご利用開始）

1. 本サービスは本契約の成立後に当社からお客様に対して通知するサービス開通案内を発信した時からご利用可能となります。
2. 当社は、本契約が成立したお客様に対して本サービスをご利用の際に必要となる、お客様ID、管理責任者用のログインIDとパスワードを、当社の定める方法で通知します。

第11条（本サービスのご利用期間）

本サービスのご利用期間は、第10条に定めるサービス開通案内を発信した日から、サービス開通案内を発信した日の翌月1日を起算日として第5条に定めるご契約期間に相当する期間が経過した日までとします。

第12条（最低ご利用期間）

1. 本サービスの最低ご利用期間は、第10条に定めるサービス開通案内を発信した日から本契約成立日の翌月末日までとします。
2. 前項の最低ご利用期間内にお客様の事情によりご契約が解除された場合には、お客様は1ヶ月分に相当する本サービスのご利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、当該期間に相当するご利用料金に消費税相当額を加えた額を既にお支払済みの場合には、この限りではありません。

第13条（ご利用料金）

1. 当社は、別紙に定める本サービスのご利用料金について、ご契約期間およびユーザー数と端末装置数に応じたご利用料金に消費税相当額を加えた額をお客様に請求し、お客様は請求書に記載のお支払期日までに当社の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとします。
2. 前項のご利用料金は、本契約成立の日を起算日として起算日の翌月1日から適用されます。起算日から起算日の属する月末日までの期間は、無償で本サービスをご利用することができますが、起算日の属する月のみで本契約が解除された場合には、1ヶ月分のご利用料金をお支払いいただく場合があります。
3. 当社は、お客様から本サービスのご利用料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社はお客様に対して、支払期日の翌日から支払完了日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得られた額を遅延利息として請求することができるものとします。

第4章 お客様の義務等

第14条（ログインID・パスワード等の自己管理）

1. 当社がお客様に対して発行した、ログインIDおよびパスワードについては、お客様の責任において適切に管理されるものとします。
2. 当社は、第三者が何らかの手段でお客様のログインIDおよびパスワードを入手して、これを不正に使用したためにお客様または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第15条（本サービスご利用のための設備設定・維持）

1. お客様は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にてお客様設備を設定し、お客様設備および本サービスご利用のための環境を維持するものとします。
2. お客様は、本サービスをご利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスをご利用してお客様設備をインターネットに接続するものとします。
3. お客様設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービスご利用のための環境に不具合がある場合には、当社はお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合には、お客様および認定利用者が本サービスのご利用に際して提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第16条（禁止事項）

1. お客様は、当社が提供する本サービスのご利用に際して、以下の行為を行わないものとします。
   (1) 本サービス提供用の設備に過大な負荷を与える等の不正アクセス行為。
   (2) 本約款にもとづき当社から提供されたものを第三者に貸与、譲渡、担保設定、または使用させる行為。
   (3) 本約款にもとづき当社から提供されたものを複製、改変、編集、頒布等する行為。
   (4) 本約款にもとづき当社から提供されたものを悪用する行為、または当社が許諾した以外の目的で使用する行為。
   (5) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為。
   (6) 当社または第三者を誹謗中傷しまたは信用名誉を毀損する行為、またはプライバシーを侵害する行為。
   (7) 当社または第三者の財産を侵害し、または事業営業活動を妨害する行為。
   (8) その他法令に違反し、または公序良俗に反する行為。
2. お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供に際して、お客様および認定利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、またはお客様および認定利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関する情報を削除することができるものとします。ただし、当社はお客様および認定利用者の行為または伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

第17条（認定利用者の遵守事項等）

1. 第9条第2項により、当社が認定利用者による本サービスのご利用を承認した場合において、お客様は認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含むご契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
   (1) 認定利用者は、本約款に定める条件を承諾したうえ、お客様と同様にこれらを遵守すること。ただし、本約款に定める条件のうち、ご利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
   (2) 本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスをご利用できないこと。

(3) 認定利用者は、第三者に対し本サービスをご利用させないこと。

(4) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. お客様は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、速やかに伝達するものとします。

第18条（認定利用者が本契約に違反した場合の措置）

1. 第9条第2項により、当社が認定利用者による本サービスのご利用を承認した場合において、認定利用者が前条第1項各号に定める条件に違反した場合、お客様は速やかに当該違反を是正させるものとします。
2. 認定利用者が、前条第1項各号に定める条件に違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

(1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。

(2) 本契約の全部もしくは当該認定利用者の本サービスご利用に関する部分を含め一部を解除すること。

第5章 当社の義務等

第19条（秘密情報の取り扱い）

1. 当社は、お客様より、本サービスのご利用にあたって提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、お客様よりあらかじめ承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

(1) お客様より開示を受けた際、既に当社が自ら所有しまたは正当な権限を有する第三者から合法的に入手していた情報。

(2) お客様より開示を受けた際、既に公知であった情報。

(3) お客様より開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報。

(4) お客様より開示を受けた後、当社が独自に開発した情報。

(5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は秘密情報のうち法令の定めにもとづきまたは権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨をお客様に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は、開示後に速やかにこれを行うものとします。
3. 当社は、秘密情報の取り扱いについて、管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 当社は、お客様より提供を受けた秘密情報は、本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用します。
5. 各前項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第21条(業務委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、お客様からの事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第20条（お客様情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスのご利用にあたってお客様より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス遂行目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第2項および第5項の規定を準用するものとします。

第21条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部および一部をお客様の承諾なしに、第三者に委託できるものとします。その場合には、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第22条（情報等の保管および消去）

1. 当社は、お客様が本サービスをご利用して登録した情報に関して、本サービスを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、その情報を復元する目的でこれを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。
2. 当社は、お客様が本サービスをご利用することによって生じる通信記録を一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は当該情報の開示請求を受けるものではありません。
3. 当社は、お客様が本サービスをご利用して登録した情報のうち、事業所情報、部署情報、個人情報を除くその他の情報に関して、登録から5年を超える期間を経過したものについては、お客様に通知を要しないで、これを消去できるものとします。
4. 当社は、お客様が本サービスをご利用して登録した情報に関して、本契約が解除された場合には、本契約の解除日の翌日以降に全ての情報を消去するものとします。
5. 当社は、本条第3項および第4項による登録情報の消去によりお客様および第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第23条（本サービス提供設備の障害等）

1. 当社は、本サービス提供設備について障害があることを知ったときは、遅滞なくお客様にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、本サービス提供設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス提供設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス提供設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生した場合には、お客様および当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第6章 サービスの停止等

第24条（サービスの中止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
   (1) 当社が、定期的もしくは緊急にシステム保守を行う場合。
   (2) 当社の本サービス提供用の設備もしくは、当社のご利用するISP等またはその他電気通信事業者の設備などの保守または工事の作業上やむを得ない場合。
   (3) 天災、事変、その他緊急非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあり、復旧作業または予防対策上やむを得ない場合。
   (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中止する事が望ましいと判断した場合。
2. 当社は、前項において定める本サービスの中止を行う場合には、お客様に事前に通知いたします。ただし、緊急を要する場合にはお客様への事前通知を省略することがあります。
3. 当社は、本条第1項において定める本サービスの提供の中止によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第25条（サービスの停止）

1. 当社は、お客様について第24条第1項各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、お客様に対する本サービスの提供を直ちに停止する場合があります。
2. お客様は、前項において定めるところにより本サービスの提供が停止された間についても、すでに当社にお支払いになった所定の料金等の返金を受けることはできないものとします。
3. 当社は、本条第1項において定める本サービスの提供の停止によりお客様および第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第26条（サービスの変更および一部廃止）

1. 当社は、業務上その必要があると客観的に判断したときは、提供しているソフトウェアの改廃を含め、お客様に対して現に提供している本サービスの内容を変更または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項において定める本サービスの内容の変更および一部廃止をする場合には、事前にその内容をお客様に通知いたします。
3. 当社は、本条第1項において定める本サービスの変更および一部廃止によりお客様および第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第27条（サービスの廃止）

1. 当社は、業務上その必要があると客観的に判断したときは、提供しているソフトウェアの廃止を含め、お客様に対して現に提供している本サービスの全部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項において定める本サービスの廃止を行う場合には、事前にその内容をお客様に通知いたします。
3. 当社は、本条第1項において定める本サービスの廃止によりお客様および第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第7章 免責等

第28条（お客様の目的のために）

1. 当社は、当社の推奨環境において機能するよう本サービスを提供するものとします。なお、本サービスご利用の結果、必ずしもお客様の目的に適合した完全、正確、確実または有用な結果ではない場合も起こりえます。その際、本サービスがお客様の事業に役立つよう、当社はお客様と誠心誠意、次善策を検討することとします。
2. 本サービスのご利用に際して、お客様は、登録した情報の一部でも破損しないよう、取り扱いには充分にご注意ください。もし、本サービスの欠陥のためにこのような事態が起こった場合には、当社はその復帰に努めることとします。

第29条（免責）

1. 当社は、本サービスのご利用に際してお客様および第三者に損害が生じた場合、当社または当社の業務受託者において故意または重過失がある場合は、責任を持って対処するものとしますが、その他の場合は責任を負わないものとします。
2. 本サービスのご利用に際して、お客様が、当社または第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は自己費用の負担と損害の賠償をするものとします。
3. 本サービスのご利用に際して、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は自己費用の負担と責任において当該紛争を解決するものとし、当社は可能な範囲で資料の提供等することとします。

第30条（損害賠償責任）

当社は、本サービスに関連してお客様および第三者に損害を与えた場合で、第29条第1項により責任を負う場合においては、現実に発生した直接の損害の範囲においてご契約期間分のご利用料金を上限として賠償責任を負う

ものとします。

第31条（権利帰属）

本サービスの提供に際して当社がお客様に提供するソフトウェア等のプログラムまたはその他の著作物に関する著作権、工業所有権、知的財産権、その他一切の財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に独占的に帰属し、お客様は当該権利者の許諾する範囲でこれを使用することができるものとし、お客様に譲渡または本約款その他個別のご契約に定める以上に使用許諾するものではありません。

第32条（情報等の通知）

1. 当社は、本サービスのご利用上必要と判断される、本サービスの中止、停止、変更および一部廃止、廃止に関すること、提供するソフトウェア製品に関すること、その他の情報等について、本サービスのHPへの掲載、電子メールの送信、書面の郵送、ファックスの送信の何れかの方法によりお客様に通知するものとします。ただし、緊急を要するなどの場合には、当社が適切と判断する方法にて通知を行うものとします。
2. HPへの掲載による通知の場合には、掲載された時をもって通知が完了したものとみなします。
3. 電子メールの送信による通知の場合には、当社に届出たお客様のメールアドレス宛に発信した時をもって通知が完了したものとみなします。
4. 書面の郵送による通知の場合には、当社に届出たお客様の住所宛に郵送した時をもって通知が完了したものとみなします。
5. ファックスの送信による通知の場合には、当社に届出たお客様のファックス番号宛に発信した時をもって通知が完了したものとみなします。
6. 当社は、本条第1項に定める手段により、当社からお客様に対しての通知が到達または不到達となったことに起因して、お客様および第三者に対して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第8章 ご利用契約の更新および終了

第33条（本契約の更新）

お客様から当社に対して、本契約の満了日までに当社の指定する方法で本契約解除の通知がなかった場合には、本契約の満了日の翌日から起算して、当初お申込みの内容と同一の内容・条件にて本契約が継続されるものとし、以後も同様とします。

第34条（本契約の解除）

1. お客様は、本契約を解除する場合には、当社が指定する方法で本契約の解除の通知を当社対して行うものとし、当該通知受領日の属する月の末日をもって、本契約の解除とします。ただし、ご契約期間中の解除であってもご契約満了日までのご利用料金について、返金はないものとします。
2. お客様または当社が、本約款の条項および条件に違反した場合、または本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は書面による通知をもって、相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間内に是正されない場合には本契約を解除できるものとします。
3. お客様または当社が、以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、期限の利益を喪失し、相手方は何らの催告を要せずに即時に本契約を解除できるものとします。
   (1) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分となり支払停止事由が発生したとき。
   (2) 強制執行、競売、差押、仮差押、滞納処分、破産、民事再生もしくは会社更生の申立てを受け、または破産、民事再生もしくは会社更生の申立てをなしたとき。
   (3) 解散の手続きを開始したとき、または監督官庁から営業の取消・停止の処分を受けたとき。
4. 本条第2項に該当する場合で、お客様の責に帰すべき事由により本契約が解除されたときは、当社に対する一切の債務を、直ちに当社に現金にて支払うものとします。

5. 本条第2項または第3項に該当する場合で、当社の責に帰すべき事由により本契約が解除されたときは、お客様は、本契約が解除された日の属する月の1日からご契約満了日までの期間について、本サービスのご利用料金支払を免除されるものとします。なお、既に当該期間分のご利用料金をお支払い済みの場合には、当社は速やかにお客様に返金するものとします。

第9章 雑則

第35条（ご利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めてご利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本約款の内容は改定されたご利用約款の実施の日から、改定されたご利用約款の内容に従って変更されるものとします。また当社はお客様に対して改定内容を通知するものとします。なお、改定内容を通知した後14日を経過してもお客様から本契約を解除する旨の申し出がなかった場合には、当社から改定内容を通知した日後14日を経過した日をもって、改定内容を承諾したものとみなします。

第36条（疑義）

本約款に定めのない事項、または本約款の条項の解釈等についての疑義が生じた場合は、お客様と当社の間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

第37条（準拠法）

本約款の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第38条（管轄裁判所）

本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とします。

付則　　本約款は、2009年10月1日より実施いたします。